

関東学院大学（学部） 法学部

2016年度学費及びその他諸納金（入学年度別）

（単位 円）

法 学 部 費 目		2016年度		2015年度		2014年度		2013年度		2012～2007年度	
		平成28年度		平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24～19年度	
		入学時納入	10月納入	春学期納入	秋学期納入	春学期納入	秋学期納入	春学期納入	秋学期納入	春学期納入	秋学期納入
学 費	入 学 金 ※(1)	280,000									
	授 業 料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
	施 設 費	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000
諸 納 金	学 会 費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	教 養 学 会 費 ※(1)	4,000									
	学生教育研究災害傷害保険料 ※(1)	4,660									
	学生活動支援費 ※(3)	10,000		10,000		10,000		10,000		10,000	
委 託 徴 収 金	同 窓 会 費 ※(2)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
	後 援 会 費	7,500	7,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
合 計	納 入 金 額	778,660	480,000	487,500	477,500	487,500	477,500	487,500	477,500	485,000	475,000
	合 計	1,258,660		965,000		965,000		965,000		960,000	

- 〔注〕
1. 授業料、施設費及び学会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。
 2. ※(1)印は、入学時のみ納入するものとし、翌年度以降は納入不要とする。
 3. ※(2)印は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。ただし、正規の修業年限（4年）を超えた場合は、納入不要とする。
 4. 後援会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。
 5. ※(3)印は、4月に全額を納入するものとし、休学等の理由により4月未納で秋学期に復学する場合は、10月に全額を納入するものとする。
 6. 上記学費・諸納金以外に入学時の寄付金・学債は、徴収しない。ただし、入学後任意の寄付金を募集することがあります。
 7. 在学中の学費は、経済情勢の変動により、改定することがある。
 8. その他の納入方法等は、学則による。